

# 健康保険委員 オンラインセミナー資料

～ 保険料率・保健事業・オンライン資格確認について～

令和3年（2021年）2月17日  
全国健康保険協会北海道支部  
企画総務部企画グループ

# － 目 次 －

---

<b>1 令和3年度の健康保険料率について</b>	<b>2</b>
<b>2 協会けんぽの保健事業(健診・健康づくり)について</b>	<b>11</b>
<b>3 オンライン資格確認について</b>	<b>25</b>

# 1 令和3年度の健康保険料率について

---

# 協会けんぽ北海道支部保険料率のお知らせ

## 健康保険料率

現	行
10.41%	



令和3年3月(4月納付)分～

**10.45%**

## 介護保険料率

現	行
1.79%	



令和3年3月(4月納付)分～

**1.80%**

令和3年度の協会けんぽ北海道支部の健康保険料率は、0.04%ポイント引上げの10.45%となります。(標準報酬月額30万円の場合、労使合計で月額約120円、年額1,440円の負担増)  
引上げの主な要因は、医療費の増加です。また、インセンティブ制度の保険料率が令和2年度から反映されています。

一方、介護保険料率は、0.01%ポイント引上げの1.80%となります。

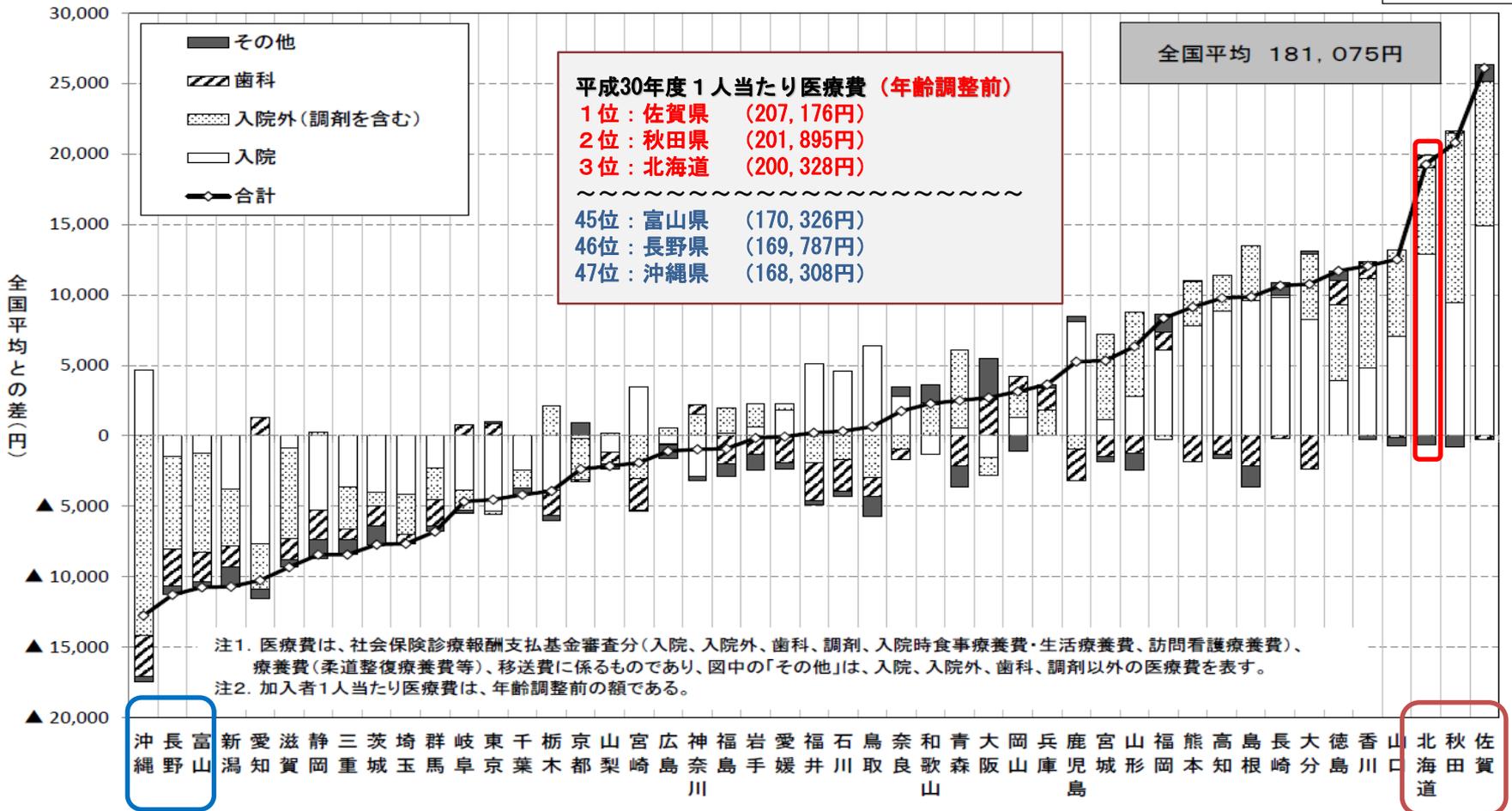
引上げの主な要因は、介護給付費の増加と介護報酬改定のためです。介護保険料率は、全国一律の保険料率となっております。

# 平成30年度 地域差指数のグラフ【年齢調整前】

- 北海道支部加入者の平成30年度医療費（年齢調整前）は全国で3番目の高さ。
- 入院、入院外、歯科の全てが全国平均を上回っているが、かい離の要因の半分以上を入院医療費が占める。

都道府県支部別加入者1人当たり医療費の状況(全国平均との差) (平成30年度)

年齢調整:なし  
所得調整:なし





## 令和3年(2021年)度の都道府県単位健康保険料率

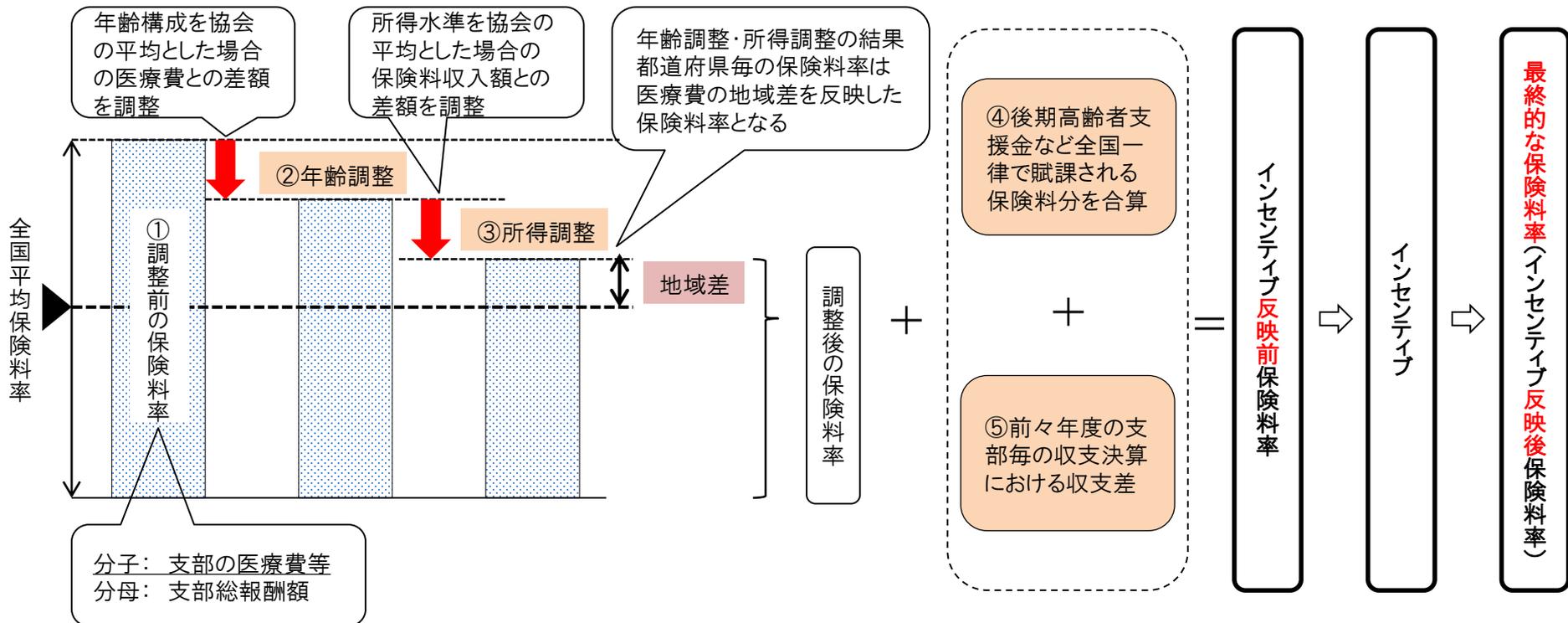
- ・ 全国平均は10.00%、最高は佐賀県の10.68%、最低は新潟県の9.50%。北海道は全国で2番目に高い10.45%。
- ・ 保険料率の設定にあたっては、年齢構成や所得の調整を行っている。このため、平成30年度における年齢調整前の1人当たり医療費が2番目に高い秋田県については、年齢調整後の1人当たり医療費は全国8番目であることから、保険料率は北海道より0.29%ポイント低い。また、年齢調整前の1人当たり医療費が最も低い沖縄県についても、年齢調整後の1人当たり医療費は全国27番目であることから、保険料率は全国平均並みとなっている。

北海道	10.45%	東京都	9.84%	滋賀県	9.78%	香川県	10.28%
青森県	9.96%	神奈川県	9.99%	京都府	10.06%	愛媛県	10.22%
岩手県	9.74%	新潟県	9.50%	大阪府	10.29%	高知県	10.17%
宮城県	10.01%	富山県	9.59%	兵庫県	10.24%	福岡県	10.22%
秋田県	10.16%	石川県	10.11%	奈良県	10.00%	佐賀県	10.68%
山形県	10.03%	福井県	9.98%	和歌山県	10.11%	長崎県	10.26%
福島県	9.64%	山梨県	9.79%	鳥取県	9.97%	熊本県	10.29%
茨城県	9.74%	長野県	9.71%	島根県	10.03%	大分県	10.30%
栃木県	9.87%	岐阜県	9.83%	岡山県	10.18%	宮崎県	9.83%
群馬県	9.66%	静岡県	9.72%	広島県	10.04%	鹿児島県	10.36%
埼玉県	9.80%	愛知県	9.91%	山口県	10.22%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.79%	三重県	9.81%	徳島県	10.29%	※ 全国平均では10.00%	

# 都道府県単位健康保険料率の設定について

- 都道府県毎に地域の医療費や所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合には、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料が高くなる。
- このため、協会けんぽにおける都道府県毎の保険料率の設定にあたっては、地域の医療費や所得水準の違いがそのまま反映されるのではなく、相互扶助と連帯の観点から、年齢構成の違いに伴う医療費の差や所得水準の違いに起因する財政力の差は都道府県間で相互に調整した上で、保険料率を設定することとなっている。

## 保険料率設定のイメージ(年齢構成が高く、所得水準の低い北海道の例)



# 令和3年度北海道支部健康保険料率の計算方法

## A. 支部毎の医療費に係る部分

健保法第160条  
3項1号

療養の給付費等  
**6.33249・・・%**

調整後の療養給付費等に係る保険料率  
**5.71604・・・%**

健保法第160条  
4項

年齢調整  
**▲0.29407・・・%**

所得調整  
**▲0.32237・・・%**

+

## B. 全国一律の部分

健保法第160条  
3項2号

前期高齢者納付金・  
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金等  
(法附則4条の3、4条の4)

現金給付に要する額

健保法第160条  
3項3号

保健事業等に  
要する額

業務経費等

借入金償還等

+

**4.70530・・・%**

## C. 精算の部分

健保法施行規則  
第135条の7

元年度の医療給付等の地  
域差分を保険料率に換算

**0.02042・・・%**



北海道支部における元年度の  
医療給付費等の地域差分

**約▲8億4,900万円**

インセンティブ反映前保険料率(A+B+C) = **10.44176%**



令和元年度インセンティブ制度実績による加算 = **0.00687%**

## 令和3年度北海道支部保険料率

北海道支部医療費分5.71604・・・% + 全国一律部分4.70530・・・% + 精算部分0.02042・・・% + インセンティブ分0.00687・・・%  
**10.44863・・・% = 10.45%(※)**

※) 健保法施行規則135条の3 : 都道府県単位保険料率を算定する場合において、その率に1,000分の5未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、1,000分の0.05以上1,000分の0.1未満の端数が生じたときは、これを1,000分の0.1に切り上げた率とする。

# インセンティブ制度の令和元年度実績

- 令和元年度実績における全国の都道府県支部の評価指標を集計した結果、北海道支部は5項目の評価指標のうち、1項目（後発医薬品の使用割合）で全国平均を上回りましたが、北海道支部の総合順位は**38**位となり、インセンティブの付与を受けることができず、**0.00687%**の財源負担が発生するという結果になりました。
- なお、1位の島根支部では、インセンティブ付与により保険料率が0.05738%引き下がるという結果が出ております。

## 評価指標ごとの結果

	評価指標	北海道支部の成績	全国1位の支部	全国平均
1	特定健診等の受診率	48.0% (43位/47位)	73.8% (山形)	52.7%
2	特定保健指導の実施率	9.9% (44位/47位)	36.1% (香川)	16.7%
3	特定保健指導対象者の減少率	32.5% (34位/47位)	35.5% (滋賀)	33.0%
4	要治療者の医療機関受診率	10.6% (25位/47位)	17.3% (福井)	10.8%
5	後発医薬品の使用割合	79.6% (12位/47位)	87.6% (沖縄)	77.4%

## みなさまにお願いしたいこと①

協会けんぽの保険料率は、各都道府県ごとの医療費水準に基づき算出されます。そのため、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、北海道の保険料率の上昇を抑えることができます。

医療費の上昇を抑えるために以下の3つの取組にご協力ください。

- ① 健康診断・健康サポート(特定保健指導)を受けること
- ② 企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康事業所宣言など)
- ③ 上手な医療のかかり方を実践していただくこと



例えば

- ジェネリック医薬品を使用をしていただくこと
- 不要不急の時間外受診(深夜・早朝・休日など)を避けること
- かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつこと

など

加入者・事業主さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力となります。  
ご理解とご協力のほど、何卒、よろしくお願いいたします。

## 2 協会けんぽの保健事業(健診・健康づくり)について

---

スマート・ライフ・プロジェクトをご存じですか？

「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の国民運動です。

協会けんぽでは健康寿命の延伸を目指し、各種事業を実施しています。この項目では、下記の内容をご紹介します。

- i) 健康診断について
- ii) 健康サポート(特定保健指導)について
- iii) 重症化予防事業について
- iv) 健康経営(健康事業所宣言)について

## i) 健康診断について

被保険者（ご本人）さま



### 生活習慣病予防健診

- ・ 35歳以上（一般健診）
- ・ 健診費用の一部を補助
- ・ がん検診も含まれる
- ・ 健診日当日に健康サポート（特定保健指導）が受けられる（対象となった場合）

 オススメ！



### 労働安全衛生法による定期健康診断結果の提供

生活習慣病予防健診以外の健診を受診している場合は、健診結果データ（40歳以上）の提供をお願いします。

被扶養者（ご家族）さま



### 特定健康診査

- ・ 40歳以上
- ・ 健診費用の一部を補助
- ・ 健診日当日に健康サポート（特定保健指導）が受けられる（対象となった場合）

## 生活習慣病予防健診 ～ 被保険者（ご本人）様の健診 ～

健診の種類		対象者及び対象年齢	自己負担上限額
一般健診	問診、尿・血液採取による検査、 胃部レントゲンなど全般的検査	35～74歳 (75歳誕生日の前日まで)の方	7,169円
	眼底検査（※医師が必要と認めた場合のみ実施）		79円
子宮頸がん検診（単独受診） 問診、細胞診		20～38歳の偶数年齢の女性の方	1,039円
▼ 一般健診に追加して受診する健診（※セット受診のみで、単独受診はできません。）			
付加健診（眼底・肺機能検査、腹部超音波検査等追加）		40および50歳の方	4,802円
乳がん検診 問診、乳房エックス線検査 ※視診・触診は医師が必要と認めた場合のみ実施		40～74歳の偶数年齢の女性の方	40～48歳 1,686円 50歳以上 1,086円
子宮頸がん検診（問診、細胞診）		36～74歳の偶数年齢の女性の方 ※36・38歳の方は、単独受診も可能です。	1,039円
肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査、HBs抗原検査）		一般健診を受診する方のうち、過去に C型肝炎検査を受けたことがない方	624円

一般健診（眼底検査を除く）の場合、**最大11,696円**の費用補助がされています。

その他健診項目についても、総費用の5割～7割程度を協会けんぽが補助しています。

※費用補助後の金額

### ● 健診の流れ



※健診当日に健診実施期間から健康サポートのご案内があった場合は、合わせてご利用願います。

ご案内のパンフレットと令和3年度の健診対象者一覧は、**令和3年3月中旬頃**に事業所さま宛の送付を予定しています。

### インターネットからの生活習慣病予防健診対象者の確認方法（情報提供サービス）

情報提供サービスとは、健診対象者データをインターネットを通して取得することが可能となる大変便利なサービスです。

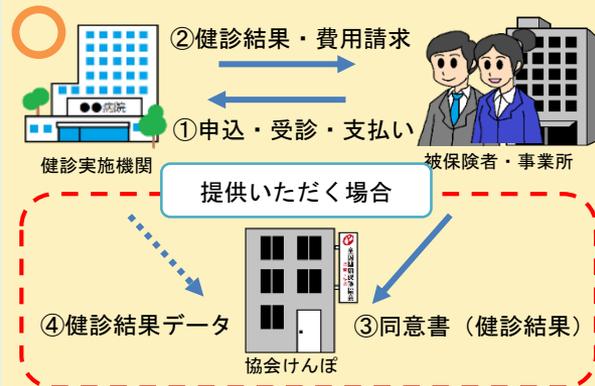
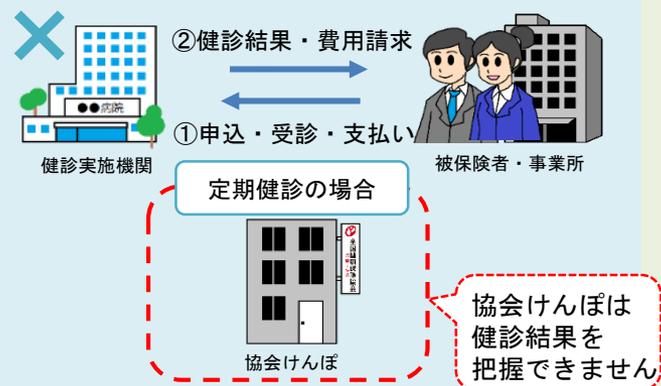
- ①エクセル（CSV）データなので、支店等の仕分けや管理が簡単になります。
- ②直近の加入者の健診対象者データを取得することができます。
- ③健診機関に予約の際に、CSVデータを提供することにより予約がスムーズに行うことが可能となります。

※情報提供サービスの利用には、事前に協会けんぽホームページからユーザIDの取得申請が必要となります。

● **なぜ提供が必要なのか**

「特定健康診査の実施」は法律で義務付けられており、協会けんぽでは、受診率の向上に努めております。この受診率には事業主さまが実施されている「労働安全衛生法に基づいた定期健康診断（定期健診）」も含めることとなっています。

しかしながら、定期健診を受診するだけでは、健診の受診の有無や、結果内容等の情報を協会けんぽでは把握することができません。そのため、**定期健診結果データの提供をお願いします！**



※事業主さまが協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、『高齢者の医療の確保に関する法律』（昭和57年法律第80号）に規定されており、事業主さまが責任を問われることはありません。

※生活習慣病予防健診を受診されている場合は、データ提供いただく必要はありません。（健診実施機関から直接協会けんぽに健診結果データが提供されます。）

● **提供方法【2通り】**

1. 定期健診結果データ提供に関する「同意書」（所定様式）をご提出いただき、協会けんぽが健診実施機関へ定期健診結果データの提供依頼を実施。健診実施機関より協会けんぽに定期健診結果データを提供いただく方法。  
※ 健診実施機関が提供に対応いただけない場合は、事業主さまへ別途ご連絡のうえ、定期健診結果の写し（紙媒体）の提出依頼をいたします。
2. 事業主さまより、直接協会けんぽへ「定期健診結果の写し（紙媒体）」をご送付いただく方法。

● **提供することによるメリット**

- ▶ 「健康サポート（特定保健指導）」を無料で受けることができます！（※ メタボリックシンドロームのリスク数により対象となった場合。）
- ▶ マイナポータルからご自身の健診結果を確認することができます！（令和3年3月より）
- ▶ 本人が同意すれば医師等と健診結果の情報共有ができ、健診結果を踏まえた適切な医療が受けやすくなります！（令和3年3月より）

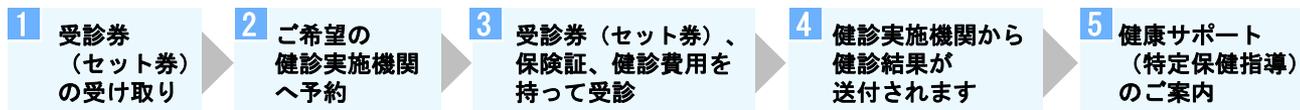
## 特定健康診査 ～ 被扶養者（ご家族）様の健診 ～

健診内容		自己負担上限額
<b>基本的な健診</b> （全員受診）	●診察（視診、触診、聴打診など） ●血圧測定 ●問診 ●身体計測（身長、体重、腹囲） ●尿検査 ●血中脂質検査 ●肝機能検査 ●血糖検査	<b>680円</b> （北海道内の健診実施機関における上限額） ※健診実施機関により異なりますので、最新の情報は北海道支部ホームページをご確認ください。
<b>詳細な健診</b> ※健診結果などから医師の判断により実施。	●心電図検査 ●眼底検査 ●貧血検査 ●血清クレアチニン検査 （eGFRによる腎機能の評価を含む ※採血検査）	<b>510円</b> （北海道内の健診実施機関における上限額）

基本的な健診の場合、7,150円の費用補助がされています。

※対象年齢：40歳～74歳

### ● 健診の流れ



ご案内のパンフレットと受診券は、令和3年4月上旬頃に被保険者（ご本人）さまのご住所へ送付を予定しています。

### 無料集団健診を実施しています

受診される方の利便性を図るため、毎年、「自己負担金額が0円」で「健診日当日の健康サポートを受けられることができる」**集団健診**を実施しております。

令和3年度も8月以降に全道各地区で実施する予定です。詳細につきましては、北海道支部のホームページや、ダイレクトメールでお知らせいたします。

年に一度は健康診断を受けましょう。

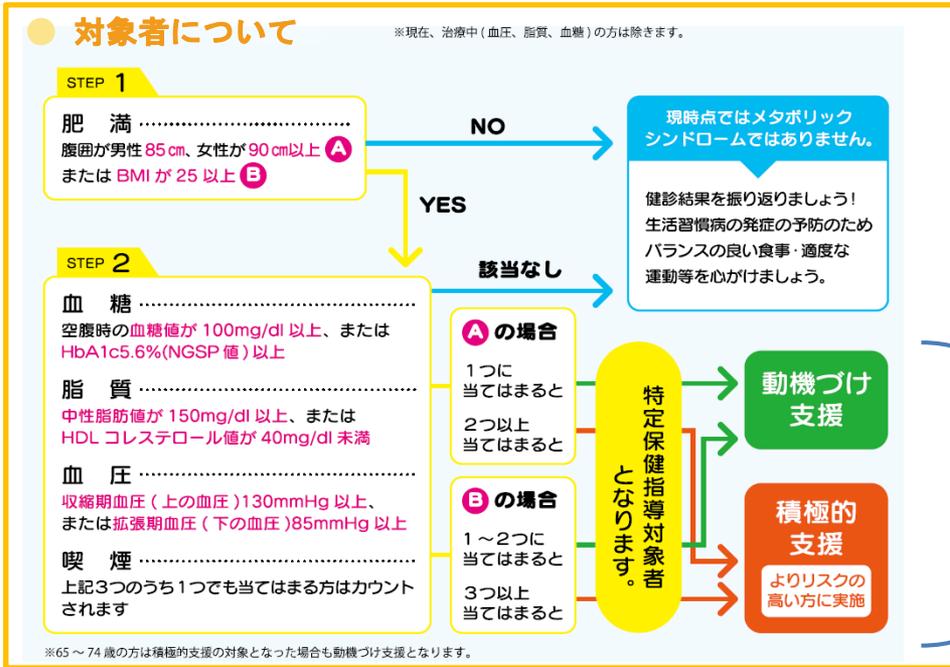
健康診断はご自身の健康状態を把握し、適切な健康管理を行うために重要な役割を担っています。また、健康診断は生活習慣病の早期発見、早期治療に非常に有効です。

健診実施機関は、院内感染防止のガイドライン等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいます。コロナ禍でも受診控えをせず、年に一度は健康診断を受けましょう。

## ii) 健康サポート(特定保健指導)について

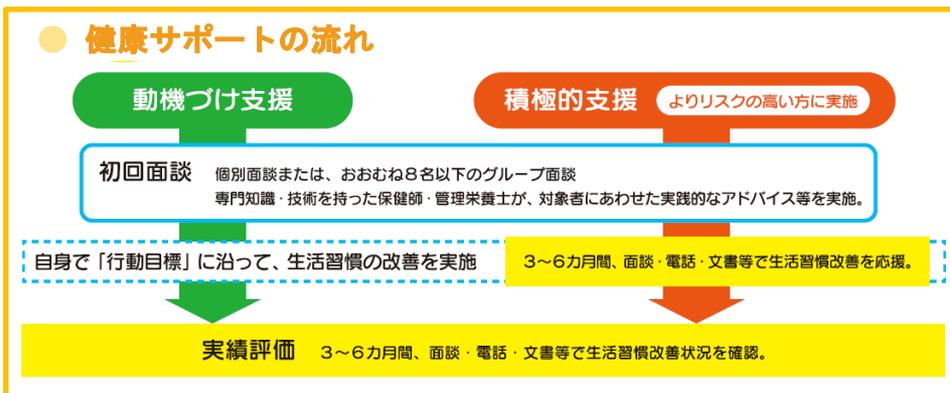
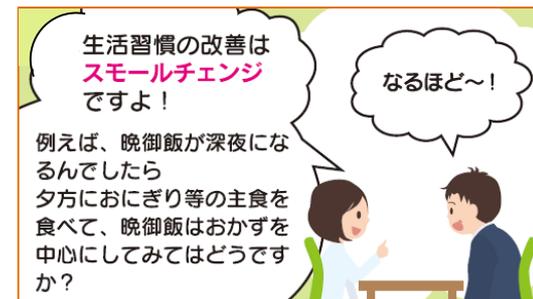
協会けんぽでは、生活習慣の改善のお手伝いをするために、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に保健師による無料(※)の健康サポート(特定保健指導)の利用を推奨しています。

(※)被扶養者(ご家族)さまの健康サポートでは一部費用が発生する場合がございます。



- ・事業所あてに利用の案内をお送りいたします。
  - ・被扶養者(ご家族)さまへはご自宅あてに案内をお送りいたします。
- ※一部の健診実施機関では、健診当日の健康サポートを行っておりますので、案内があった際には、健診に合わせてご利用ください。

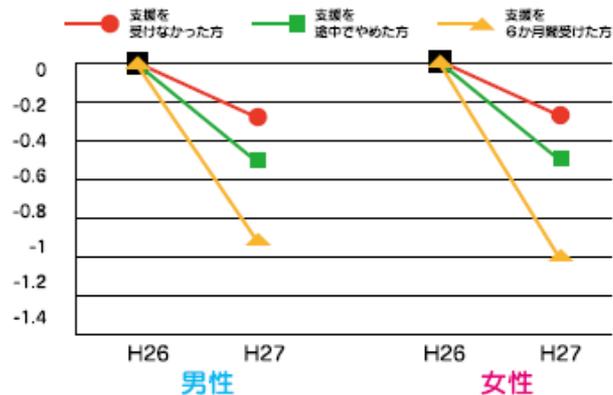
### 健康サポートの一例



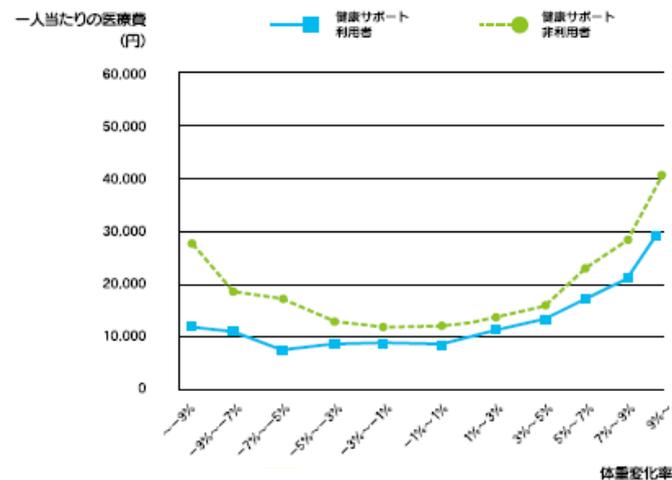
WEB会議サービス (Zoom) を活用した、リモートでの面談も開始しました。

健康サポートを受けると、体重の減少や、医療費の削減につながるというデータもあります。

### ■ 体重の平均値の変化



### ■ 健康サポート対象者の一人当たりの医療費 (2012→2013の体重変化率区分)



### ● 健康サポート利用者の声

たばこをやめるのは絶対無理だと思っていたが、電話や手紙で励ましてくれるので頑張れた！



50代 男性

今まで言い訳ばかりで、こんなきっかけがなければ体重を落とすことができなかったと思う。



50代 女性

一人では継続が難しかったかもしれない。家族でもないのにこんなに心配してもらえて嬉しかった。



60代 男性

従業員さまの健康管理の点からも、ぜひご利用ください。

### iii) 重症化予防事業について

「生活習慣病予防健診」の血圧・血糖検査で「要治療」と判定されながら病院へ受診していない方が多くみられます。また、医療費が高額となっている方のうち高血圧症・糖尿病で受診されている方の割合が高くなっています。

協会けんぽでは、医療費適正化及び、加入者の方のQOL（クオリティ オブ ライフ）の維持・向上を図ることを目的とし、以下の事業を行っており、対象の方には、ご案内をお送りする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### ① 未治療者に対する受診勧奨

##### ● 対象者について

生活習慣病予防健診の健診結果（血圧または血糖値）において、「要治療」または「要精密検査」と判断された方のうち、医療機関へ受診が確認できない方

協会けんぽまたは委託事業者※より、ご自宅もしくは、勤務先にお電話させていただくことがあります。

#### ② 糖尿病性腎症の重症化予防

##### ● 対象者について

生活習慣病予防健診の健診結果から、生活習慣の改善により重症化の予防が期待できる人工透析導入前段階の糖尿病性腎症患者の方

医療機関と連携した保健指導について、協会けんぽまたは委託事業者※より、ご自宅もしくは、勤務先にお電話させていただくことがあります。

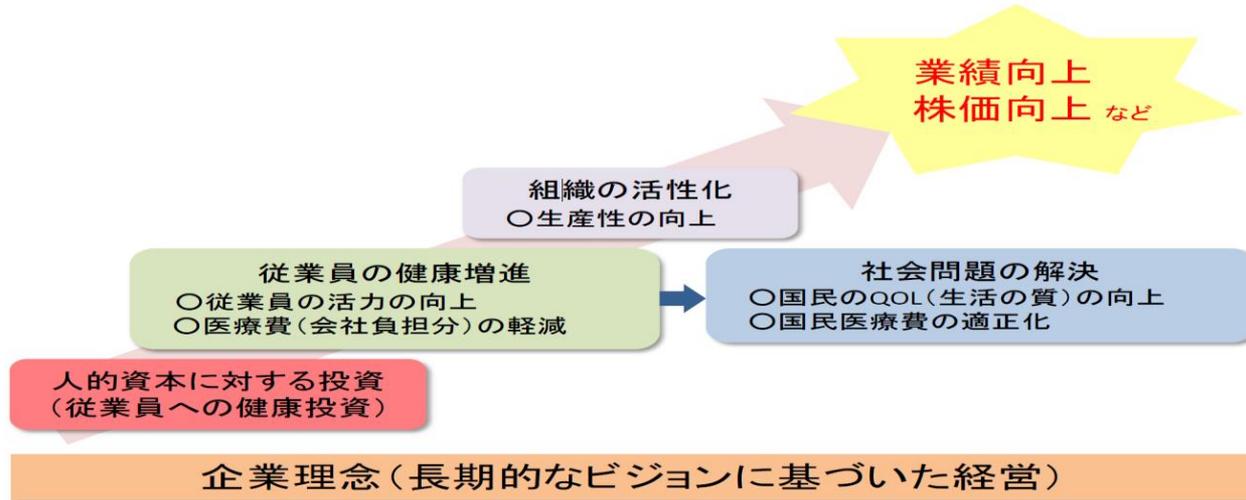
※令和2年4月～令和3年3月までの委託業者は、株式会社カルナヘルスサポートです。令和3年4月以降の委託業者が決まりましたら、北海道支部ホームページにてお知らせいたします。  
勤務先へお電話した場合は、ご本人さまへのお取次ぎにご協力をお願いいたします。

医療機関への受診が必要となる方へのお声がけと、受診しやすい環境づくりにご配慮をお願いいたします。

## iv) 健康経営(健康事業所宣言)について

### 「健康経営®」とは

- 「健康経営®」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組むことで、生産性・収益性を高めていくという考え方です。



「健康経営®」に取り組む  
企業が増えると・・・

- ① 加入者の健康寿命の延伸
- ② 医療費の伸びの抑制 → 保険料率の上昇の抑制  
に繋がることから、協会けんぽ全体で推進しています!

## 健康事業所宣言（協会けんぽ北海道支部の取り組み）

### ◆概要

事業所の自主的な健康づくりを推進するため、**協会けんぽ北海道支部と北海道が連携**して健康経営に取り組むことを宣言した事業所を認定してサポートする取り組み。

健康事業所宣言の宣言事業所には、連携協定金融機関にて融資を受ける際の金利優遇をはじめとしたインセンティブを付与。

### ◆認定要件

3つの取組の実施を全て「宣言」いただくことにより、「宣言事業所」として認定

- 1 **従業員の生活習慣改善を支援します**（健康サポート（特定保健指導）の積極的な受け入れ）
- 2 **従業員の検査・治療のための環境を整備します**（健診結果に基づく医療機関への受診勧奨、勤務形態の配慮）
- 3 **独自健康プランを策定し、実施します**（喫煙対策、メンタルヘルス対策など、1つ以上）



- 健診を「受けっぱなし」にいませんか？
- 健診結果を確実に「健康づくり」につなげるためには、
  - ① 生活・運動習慣の改善が必要と判定された方は健康サポート（特定保健指導）の受入
  - ② 要精密検査の結果が出た方は早期の医療機関の受診の2点が重要です。**（健診結果の確実な活用は「健康経営®」の第一歩です！）**

## ◆健康づくりに関する好事例

### «①健康サポート（特定保健指導）の受け入れに向けて積極的に実施していること»

- 生活習慣病予防健診の受診者だけではなく、定期健康診断の受診者についても特定保健指導を受けられるよう、衛生管理者が毎年計画している。これにより健康診断の受けっぱなしを避け、健康に対する意識の向上を図っている。【介護事業】
- 対象者がいた場合は、管理職がその必要性を説明し、必ず利用するようにしている。【砕石請負業】

### «②健診結果に基づく医療機関への受診に向けて実施していること»

- 従業員一人一人に対し、受診するまで再検査を受けるよう書面により呼び掛けている【土木建設業】
- 再検査の受診については勤務時間（有給）扱いとしている。【介護事業】

### «③独自の健康プランとして実施していること»

- 各部署に健康コーナー（血圧計、体重計等を設置）を設け、健康増進に役立てている。【特定建設業】
- リフレッシュのため、月1回以上の有休消化を促している。【ビルメンテナンス業】
- 毎月、歩いた歩数に応じて健康増進手当（最大1万円／月）を支給している。【サービス業】
- 45歳以上の従業員に対し、全額会社負担で5年毎の脳ドックを実施。【建設コンサルタント業】

➤ 上記の好事例は一例です。御社の健康づくりに向けた取り組みの参考としていただければ幸いです。

## ◆北海道支部が実施する健康事業所宣言の認定事業所数

（2021年1月31日現在）

# 2,065社

（全適用事業所に占める健康事業所宣言の認定率：約2.1%）

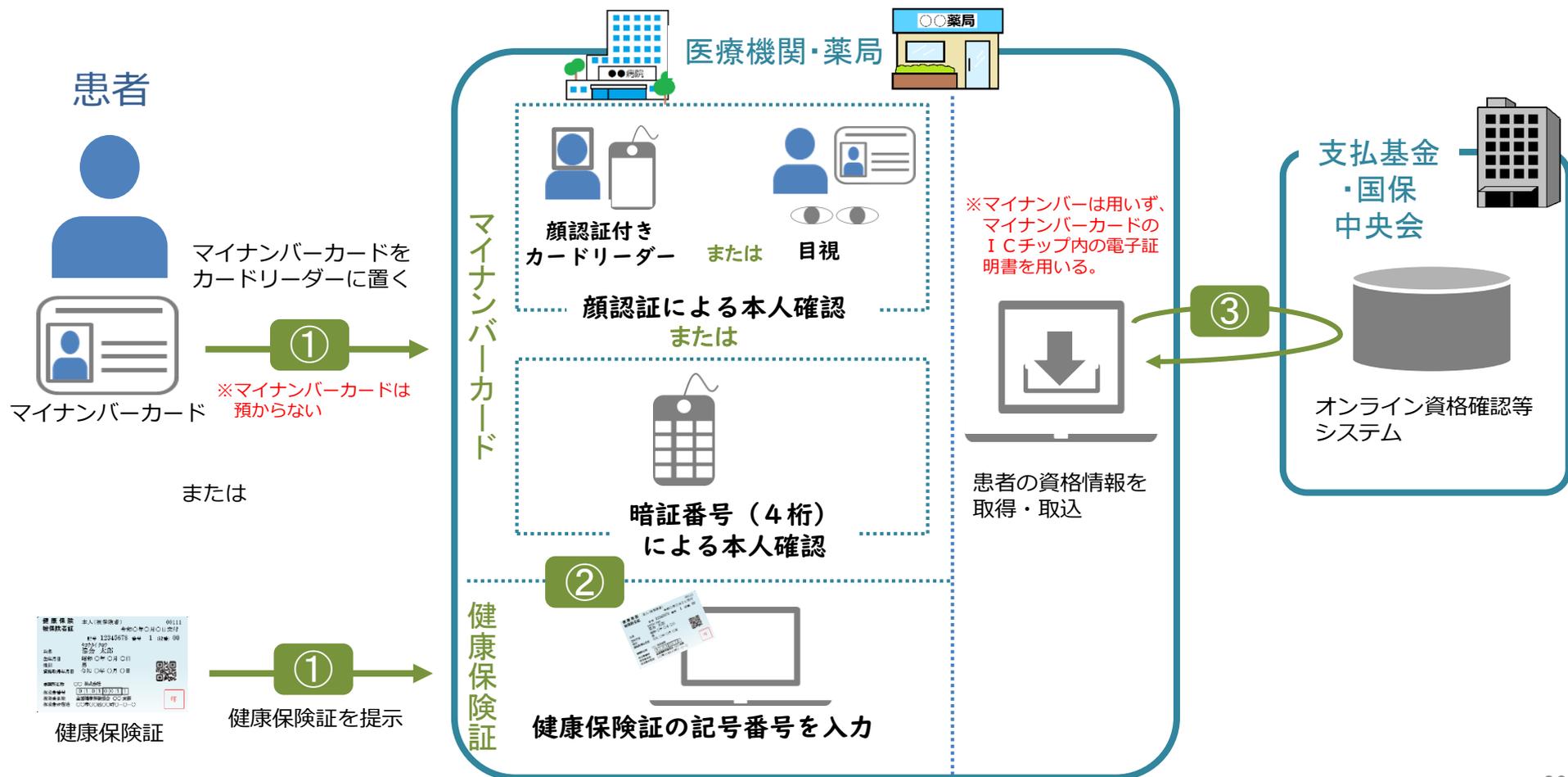


### 3 オンライン資格確認について

---

# オンライン資格確認とは？

- オンライン資格確認とは、医療機関等がオンラインにてマイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等から資格情報の確認をできるようにする仕組みで、令和3年3月以降準備が整った医療機関等から順次開始します。
- 健康保険証の記号番号については、これまでの世帯単位から個人単位にするため、従来の記号番号に枝番を追加し、個人単位の番号とします。協会けんぽでは、被保険者は[00]、被扶養者は[01~99]を枝番とし、令和2年10月19日以降に発行された健康保険証には枝番が記載されています。（令和2年10月18日以前発行の健康保険証も従来どおり使用できます。）



# オンライン資格確認のメリット

## 資格喪失後受診に伴う事務コスト等の削減

- 医療機関等の窓口で資格確認がすることにより、**資格喪失後受診の件数減少**が期待できます。資格喪失後受診の件数減少により医療保険者（協会けんぽ等）の事務負担が軽減され、返納金の発生の減少も期待できます。（令和元年度の協会けんぽ全体で**17万件、48億円**の資格喪失後受診による債権が発生しています。）
- また、資格喪失後受診の件数減少で、医療機関等が医療保険者へ請求する**医療費（レセプト）の返戻件数が減少**することにより、医療機関等の事務負担軽減が期待できます。

## 限度額適用認定証等の連携

- 限度額適用認定証が必要となった際には、医療保険者（協会けんぽ等）に申請して交付されていましたが、オンライン資格確認では、患者本人が医療機関等に対して情報閲覧の同意をすることにより、**限度額適用認定証の提示なく**自己負担限度額までの窓口負担で済むこととなります。
- 限度額適用認定証のほか、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（マイナンバーカードによる本人確認が必要）についても連携できます。

## 薬剤情報・特定健診情報等の共有

- マイナンバーカードを利用した場合、患者本人が同意すれば医師等と薬剤・特定健診の情報共有ができ、**服薬歴や特定健診結果を踏まえた診療を受ける**ことができます。旅行先での受診など、かかりつけの医師以外でも適切な医療が受けやすくなります。（薬剤情報は令和3年10月から）
- 医師等からの問診・確認の負担が減り、診療時間の短縮につながります。
- マイナポータルで処方された薬剤の情報や特定健診の結果が確認でき、自己の健康管理等に活用することができます。

## 医療費控除の自動入力が可能に

- **令和3年分**から所得税の医療費控除の手続きについても、マイナポータルでの自動入力が可能になります。

# 特定健診情報とは

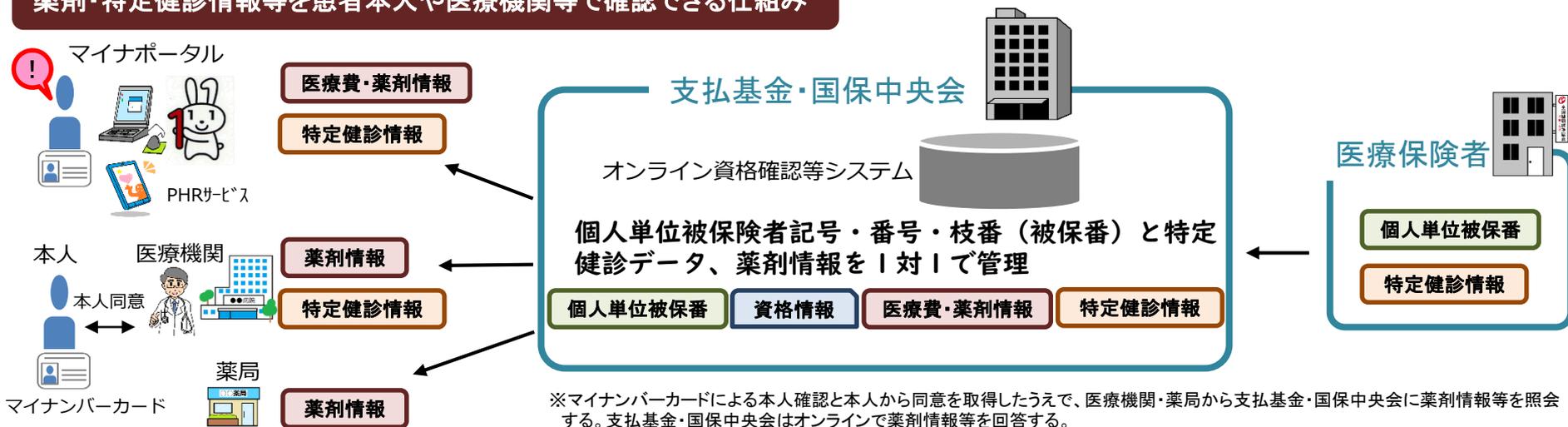
- 特定健診とは、生活習慣病の予防や早期発見・改善を目的に、医療保険者（協会けんぽ等）が40歳以上74歳以下の加入者に対して実施する健康診査で、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」や「労働安全衛生法による定期健康診断」も含まれます。
- 特定健康診査情報は、この特定健診の結果情報。（75歳以上の者については、後期高齢者健診情報）

## 医療機関で同意した場合に閲覧可能な項目

- 受診者情報（氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番）
- 特定健診結果情報（診察（既往歴等）、身体計測、血圧測定、血液検査（肝機能・血糖・脂質等）、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果）
- 質問票情報（服薬・喫煙歴等）
- メタボリックシンドローム基準の該当判定（後期高齢者健診においては存在しない）
- 特定保健指導の対象基準の該当判定（後期高齢者健診においては存在しない）

※令和2年度以降に実施し順次登録された過去5年分の情報が閲覧可能（受診者情報を除く）

## 薬剤・特定健診情報等を患者本人や医療機関等で確認できる仕組み



## みなさまにお願いしたいこと②

### 健康診断結果のデータ提供をお願いいたします

特定健診の実施は医療保険者（協会けんぽ等）が義務付けられており、受診率の向上に努めているところです。

この受診率には、協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者向け）と特定健診（被扶養者向け）のほかに、「労働安全衛生法による定期健康診断（定期健診）」も含めることとなっており、事業主さまに定期健康診断結果データの提供をお願いしております。

※事業主さまが協会けんぽへ健診結果データをご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条に規定されています。事業主さまが責任を問われることはありません。

### 健康診断結果データの提供方法

#### ➤ 協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用している場合

健診実施機関から直接協会けんぽへ健診結果データが提供されるため、事業所さまでの健診結果データ提供の手続きは必要ありません。

#### ➤ 「労働安全衛生法による定期健康診断（定期健診）」を利用している場合

40歳以上の方の健診結果データを提供願います。この場合、健診結果データ提供の「同意書」（所定様式）を提出いただくことで、協会けんぽから健診実施機関へ直接健診結果データの提供を依頼します。（事業所さまの手続きは、「同意書」の提出のみです。）

※受診された健診機関において健診結果データの提供が困難な場合は、事業所さまから直接健診結果（紙）のコピーの提供をお願いすることがあります。

※「同意書」の様式・記入例は、当支部のホームページをご確認ください。 [協会けんぽ 北海道 同意書](#) **検索**

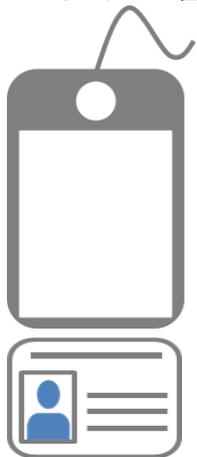
### 健康診断結果データを提供すると

- 医療保険者が保有している健診結果が特定健診情報として閲覧できることとなります。
- 健診結果から生活習慣の改善が必要と判定された方には、保健師等による健康サポート（特定保健指導）を無料でご利用いただけます。
- インセンティブ制度の特定健診実施率に反映され、当支部のインセンティブ（健康保険料率の引き下げ）獲得につながります。

# マイナンバーカードによる本人確認・同意確認の流れ(イメージ)

## 来院

- ①マイナンバーカードを  
カードリーダーに置く



## 本人確認

- ②本人確認方法を選択

本人確認の方法を  
選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の  
目的には使用しません。

- ③顔の撮影、または暗証番号入力

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を  
入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

## 同意確認

- ④薬剤情報・特定健診情報の閲覧同意を選択

過去のお薬情報を当機関  
に提供することに同意しま  
すか。

この情報はあなたの健康管  
理のために使用します。

同意する

同意しない

(40歳以上対象)  
過去の健診情報を当機関  
に提供することに同意しま  
すか。

この情報はあなたの診察や  
健康管理のために使用しま  
す。

同意する

同意しない・  
40歳未満の方

## 完了

- ⑤資格確認等が完了

〇〇〇〇様  
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナン  
バーカードを取り出し、待合  
室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方  
はこちら

## 同意確認

※高額療養費制度を利用する方のみ

- ⑥提供する情報(限度額情報等)を選択

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出  
し、待合室でお待ちください。

## オンライン資格確認に関するQ&A①

Q1. 令和3年3月から全国のすべての医療機関・薬局でオンライン資格確認が始まるのですか？

A1. オンライン資格確認の準備が整った医療機関・薬局から順次始まります。  
厚生労働省では、令和3年3月にスタートし令和5年3月までにすべての医療機関・薬局で使用可能になることが目標とされています。

Q2. オンライン資格確認では、マイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A2. 健康保険証でも受診できます。  
薬剤や健診情報を踏まえた診療を受けたい場合は、マイナンバーカードが必要です。

Q3. マイナンバーカードを持っていれば、すぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A3. あらかじめマイナポータルでマイナンバーカードを健康保険証として利用する申し込みが必要です。  
なお、あらかじめ申し込みをしていない場合でも、医療機関・薬局の窓口の顔認証付きカードリーダーで健康保険証としての利用登録ができます。

Q4. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー(12桁の番号)を取り扱うのですか？

A4. 患者のマイナンバーを取り扱うことはありません。  
オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q5. マイナンバーを悪用される心配はありませんか？

A5. マイナンバーを利用する手続きでは、顔写真付きの本人確認書類が必要なので、悪用は困難です。  
医療機関・薬局の窓口では、マイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけなので、他人にマイナンバーを見られることはありません。

## オンライン資格確認に関するQ&A②

Q6. 医師等に薬剤や健診の情報を知られたくないのですが？

A6. 薬剤情報・特定健診情報は、患者本人の同意がなければ、医師や薬剤師などが閲覧することはできません。  
患者本人の同意の有無は、受診するごとに毎回確認することとしています。

Q7. マイナンバーカードのICチップ部分には、プライバシー性の高い情報は記録されないのですか？

A7. マイナンバーカードのICチップ部分には、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。  
健康保険証として使えるようになっても、薬剤情報や特定健診情報がICチップに記録されることはありません。  
※ ICチップに入っている情報は、①券面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、マイナンバーと、②電子証明書です。  
医療機関や薬局では顔認証も可能ですが、それ以外の場所では情報を利用するために暗証番号が必要です。  
不正に情報を読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組みになっています。

Q8. 万が一、マイナンバーカードを紛失してしまったときは？

A8. フリーダイヤルにより24時間365日体制で、マイナンバーカードの一時利用停止の手続きが可能です。

マイナンバー総合フリーダイヤル: <sup>マイナンバー</sup>0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日:9:30~20:00 土日祝:9:30~17:30

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日受付

# ご清聴ありがとうございました。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください！

## 【お問合せ先】

協会けんぽ北海道支部 企画総務部 企画グループ

TEL : 011-726-0354

アンケートにご協力をお願いいたします。

アンケートは下記のURLまたはQRコードからお願いいたします。

(協会けんぽ北海道支部のホームページからもリンクできます。)

<https://arcg.is/15eqSC0>



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ